

お客さま各位



払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島田掛川信用金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組として、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱を開始します。

手形・小切手に関しましては、政府より公表された成長戦略実行計画に「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、金融機関では「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日 令和6年4月1日(月)

2. 払戻し方法

お取引店の店頭での当座勘定からの払戻しについては、当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座勘定入金帳・当座勘定入金帳（通帳式）・当座キャッシュカード等、口座番号が確認できる書類をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。

【電子的な決済方法への移行推奨】

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を受け、当金庫では電子的な決済方法として「でんさい」や「インターネットサービスによる振込」への移行を推奨しております。是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点は、営業店窓口までお問い合わせください。

以上